

板橋区受動喫煙防止対策検討会中間報告について

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止する改正健康増進法(以下「改正法」という。)と東京都受動喫煙防止条例(以下「都条例」という。)が平成 30 年 7 月に公布された。板橋区では、平成 30 年 2 月に「板橋区受動喫煙防止対策検討会(以下「検討会」という。)」を設置し、改正法や都条例に則った区の受動喫煙防止対策の検討を重ねてきた。このたび検討会において、今後の受動喫煙防止対策に係る区の対応方針を定めたため、報告する。

1. 改正法、都条例の規制対象施設について

(1) 施設分類

①第一種施設・・・敷地内禁煙(「特定屋外喫煙場所」設置可)

学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎、旅客運送事業自動車・航空機

☆区の該当施設

幼稚園、小・中学校(以上「学校」)、保健所、健康福祉センター(以上「病院」)、児童館、保育園(以上「児童福祉施設等」)、情報処理センター、区役所本庁舎、区民事務所、赤塚庁舎、おとしより保健福祉センター、福祉事務所、清掃事務所、土木事務所、公園事務所(以上「行政機関の庁舎」)等

②第二種施設・・・原則屋内禁煙(喫煙専用室のみ喫煙可)

上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店

☆区の該当施設

地域センター、美術館、文化会館、体育館、ハイライフプラザ、いこいの家、ふれあい館、高齢者在宅サービスセンター、福祉園、障がい者福祉センター、エコポリスセンター、駐輪場、教育科学館、郷土資料館、榛名林間学園、八ヶ岳荘、図書館等

③第一種施設との併設施設・・・敷地内禁煙(「特定屋外喫煙場所」設置可)

第一種施設と同じ建物内に第二種施設がある場合、建物全体を第一種施設に準ずる取扱いとする。

☆区の該当施設

区民事務所に併設する地域センター、児童館に併設する集会所等

(2) 区民健康意識調査、関連団体の意見等

①区民健康意識調査（板橋区健康づくり 21 計画（第二次）後期行動計画行動目標調査）

- ・対象者：20 歳～86 歳の区民 3,000 人
（成年期・シニア期別、男女別均等、居住地域人口別按分の無作為抽出）
 - ・調査期間：平成 30 年 7 月 30 日～平成 30 年 8 月 31 日
 - ・調査表配布・回収方法：郵送、返信用封筒にて回収
 - ・調査表回収率：40.4%（1,213 件回収）
- 【喫煙率】 12.5%（前年調査 15.7%）

【喫煙所の設置についての賛否】

	賛成	反対
庁舎敷地内	59.9%	29.8%
駅前	49.8%	37.3%
公園	37.1%	52.8%

②関連団体への意見照会

照会先：板橋区健康づくり推進協議会委員が属する 5 団体及びたばこ商業協同組合、J T

照会期間：平成 30 年 7 月 2 日～平成 30 年 7 月 20 日

【喫煙所の設置についての賛否】 ○賛成 ×反対 △条件付き

	医師会	歯科 医師会	薬剤師 会	飲食業 生活衛生 同業組合	環境衛生 協会	たばこ 商業協同 組合	J T
庁舎敷地内	×	×	×	○	△	○	○
路上・公園	×	×	△	—	×	○	○

③陳情

- ・第 92 号 「受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情」
- ・第 98 号 「バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情」
- ・第 99 号 「板橋区における受動喫煙防止対策に関する陳情」
- ・第 176 号「板橋区議会から受動喫煙防止対策に関する意見書の東京都への提出を求める陳情」
- ・第 177 号「板橋区議会から東京都へ、受動喫煙防止対策に関する意見書提出を求める陳情」
- ・第 203 号「板橋区における受動喫煙防止対策に関する陳情」
（第 176 号・第 177 号は全会一致で採択、平成 30 年 3 月 2 日都知事あて意見書提出）
（第 203 号は 3 項目中 1 項目のみ全会一致で採択）

(3) 施設分類別対応方針

①第一種施設

改正法及び都条例に基づき、「敷地内禁煙」とする。なお、屋外に区画され、標識掲示、その他必要な措置がとられた「特定屋外喫煙場所」を設置できるとされているが、区では、区民の健康を第一に考え、禁煙や望まない受動喫煙の防止を推進する観点から、原則、これを設置しない。

②第二種施設

改正法及び都条例に基づき、原則「屋内禁煙」とする。なお、喫煙専用室内のみで喫煙可とされているが、区では、区民の健康を第一に考え、禁煙や望まない受動喫煙の防止を推進する観点から、屋内に喫煙専用室は設けない。また、利用者や地域住民等の理解と協力のもと、既に「敷地内禁煙」としている施設については、そのレベルを後退させないよう、現在の対応を継続する。

③第一種施設との併設施設

建物全体において、第一種施設と同様の対応とする。

(4) 開始時期（区の該当施設管理権原者等の責務）

①第一種施設

2020年4月1日

（ただし、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎については2019年夏頃

※）

※ 平成30年12月21日に示された政省令案においては平成31（2019）年7月1日

②第二種施設

2020年4月1日

③第一種施設との併設施設

第一種施設と同様

2. 改正法、都条例の規制対象外施設等

(1) 現況

①公衆喫煙所

現在、「公衆喫煙所」として位置付ける施設は存在しない。改正法や都条例により、多数の者が利用する施設等での喫煙が制限されることで、路上等屋外での喫煙が増えることが想定され、そのための対策が必要となる。

②路上禁煙地区の喫煙場所

吸い殻のポイ捨てや歩きたばこを防止する観点から、「エコポリス板橋クリーン条例」で指定する路上禁煙地区（8地区）のうち、成増駅周辺地区（南口・北口）、板橋駅・新板橋駅周辺地区、高島平駅周辺地区、志村坂上駅周辺地区の4地区5か所に開放型の喫煙場所を設置している。（場所を区画するため、一部に植物プランター、パーテーションを設置）

③公園等の喫煙場所

都市公園法に基づく344公園、その他50施設（緑道、遊び場等）については、喫煙に関する意見、苦情の多い公園等に看板を設置し、受動喫煙防止を呼び掛けている。高島平緑地（公園）、出井川緑道（その他施設）に、灰皿を各1基設置している。

（2）今後の対応方針

①公衆喫煙所の考え方

禁煙や望まない受動喫煙の防止を推進する観点からすると、喫煙できる環境を作ることは好ましいことではないが、喫煙者と非喫煙者がお互いの立場を尊重し、共生が図られるよう、都補助金を活用して公衆喫煙所を当面設置することはやむを得ない。しかしながら、設置後においても、今後の喫煙率の推移等を注視しながら、公衆喫煙所の存廃について見直していく。

ア．公衆喫煙所の設置には、区民・事業者の理解と協力が必要であり、区民・事業者に公衆喫煙所を整備していただく際に必要となる助成制度を都補助金の活用により創設し、民間の協力を仰いでいく。

イ．設置場所については、区民健康意識調査結果などを踏まえ、路上禁煙地区8地区のうち喫煙場所が現存する4地区、及び来庁者の多い区役所本庁舎が存する板橋区役所前駅周辺において、駅舎を起点に路上禁煙地区をカバーしうる概ね半径100m圏内とし、道路等を含む区有地や区の施設、民間の施設を対象に設置の可否を含め検討する。

ウ．設置にあたっては、煙が外部に漏れない構造とし、区が設置するものについては空気清浄設備・換気設備を備えたコンテナ型を採用する。

エ．現存する4地区5か所の開放型の喫煙場所は望まない受動喫煙を完全に防ぎることができないため、代替となるコンテナ型の公衆喫煙所の設置状況を踏まえつつ段階的に廃止する。併せて、「エコポリス板橋クリーン条例」の条例違反者に注意指導を行う「迷惑喫煙等防止業務委託」を強化するとともに、指導エリアの拡大等を追加する。

オ. 公園等の喫煙場所については、これまでの「受動喫煙防止のお願い」から、原則「喫煙禁止」へと改める。高島平緑地（公園）、出井川緑道（その他施設）の灰皿は撤去することとし、今後、原則として公園には喫煙所は設置しない。なお、この変更に伴い、公園内に存する施設については「敷地内禁煙」が原則となる。

3. 区民、事業者への周知

今回の対応方針については、今後公布される予定の政省令や都の施行規則を踏まえ、必要な対応を図った後に「広報いたばし」や「区ホームページ」に掲載するなど周知を図っていく。

4. 今後の対応

- (1) 改正法、都条例、区の対応方針の周知・啓発等については、健康生きがい部（保健所）が遺漏なく対応することとし、区民・事業者向けの相談窓口の設置等に要する経費について都補助金の活用により平成 31 年度当初予算に計上するなど、準備を進める。
- (2) 改正法、都条例、区の対応方針に基づく施設の管理権原者としての責務や必要に応じた条例・規則の改正については、それぞれの主管部署が責任を持って行う。
- (3) 公衆喫煙所の整備については、資源環境部が健康生きがい部（保健所）と連携しながら、用地の確保や助成制度の創設を進める。特に、来庁者が多い区役所本庁舎の存する板橋区役所前駅周辺については、改正法等の一部施行に伴い区役所本庁舎が 2019 年夏頃^{*}までには「敷地内禁煙」となることも踏まえ、都補助金の活用により、設置に要する経費を平成 31 年度当初予算に計上する。

※ 平成 30 年 12 月 21 日に示された政省令案においては平成 31（2019）年 7 月 1 日

（参考資料）

資料 1：4 地区 5 か所の路上禁煙地区

資料 2：コンテナ型喫煙所の例

4 地区 5 か所の路上禁煙地区

板橋駅・新板橋駅周辺地区



高島平駅周辺地区



成増駅周辺地区



○ は、喫煙場所

志村坂上駅周辺地区



コンテナ型屋外喫煙所 例

12人～18人使用サイズ 約 11.94 m²

